

第80回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

第80期 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

- ① 新株予約権等の状況
- ② 会計監査人の状況
- ③ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ④ 会社の支配に関する基本方針
- ⑤ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ⑥ 連結計算書類の「連結注記表」
- ⑦ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑧ 計算書類の「個別注記表」

岡 部 株 式 会 社

法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 アーク有限責任監査法人

② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 43百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 43百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、当該会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規程に則り「会計監査人の解任又は不再任」に関する株主総会の付議議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

<業務の適正を確保するための体制>

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長執行役員が、通達、社内報等にて社是に則り法令・定款の遵守と良識・倫理観に基づいた行動を取締役及び使用人に求め、その精神があらゆる企業活動の拠り所とすることを伝えております。コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会の委員長には取締役兼役付執行役員を任命し、同委員会を中心に全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解消に努め、その具体化を徹底しております。また、委員長を社外取締役、委員の過半数を社外取締役とした任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の透明性及び客観性の確保に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長執行役員は、情報の保存、管理に関する統括責任者となる取締役を任命しております。また、文書管理規程を制定し、職務執行に係る情報を文書又は電磁的に記録し保存しております。取締役は、文書管理規程の定めによりこれらの文書等をいつでも閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは持続的な企業価値の向上を図るため、事業等のリスクを適切に管理すべく、代表取締役社長執行役員が委員長、並びに、取締役会長執行役員、各部門の担当取締役及び監査等委員会委員長が委員を務めるリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント規程を制定しております。また、当社グループの中長期経営戦略の基盤となるサステナビリティ経営を推進すべく、社外取締役が委員長、並びに、代表取締役社長執行役員、取締役会長執行役員、各部門の担当取締役及び監査等委員会委員長が委員を務めるサステナビリティ委員会を2023年4月に設置しております。

2023年度において、リスクマネジメント委員会は年3回開催され、管理すべき重要リスクの選定、各リスクが顕在化した場合に想定されるシナリオ、リスクに対する対策の最終目標、並びに、今年度の計画及び取組状況等を審議しております。また、サステナビリティ委員会は年2回開催され、サステナビリティ基本方針及びコミットメントと中長期経営戦略との整合性、持続的な成長への貢献、並びに、サステナビリティを脅かすリスク認識の妥当性及びリスクマネジメントの状況等を審議し、それぞれ取締役会に活動内容を報告しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは全社的な目標を定め、目標達成に向けて各部署が実施すべき具体的な目標（予算制度、個人目標評価制度）、権限、配分を含めた効率的な達成方法を定めております。ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会に定期的に報告され、目標達成率を高め全社的な業務の効率を実現するシステムを構築しております。さらに、部門責任者会議において各部門間の連携・調整を行い、効率的な業務遂行に対する阻害要因については、その排除、軽減策を採っております。各取締役の目標に向けての効率的な業務遂行状況については、代表取締役社長執行役員が総合的に評価しております。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

岡部グループ行動指針を定め、グループ方針に基づき当社を中心に一体として運営されており、当社及び国内連結子会社は統一された情報システムを構築しております。グループ会社ごとに目標が定められ、その達成状況は定期的にITを活用したシステムによりデータ化され、取締役会に報告されております。グループ会社の不動産取得等重要事項についても、当社取締役会付議事項としております。また、当社は、グループ会社の取締役又は監査役を派遣し、グループ会社の経営と監査を行っております。さらに、代表取締役社長執行役員は、当社の幹部社員及びグループ会社の代表取締役社長等が一堂に会する拡大役員会を定期的に招集し、グループ方針に基づく経営とコンプライアンスを徹底しております。

⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて職務補助のため、監査等委員スタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員の意見を尊重するものとしております。なお、監査等委員は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役又は取締役会に対して要請できるものとしております。

⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 取締役が監査等委員会に報告すべき事項については、次に定める事項としております。

- (a) 部門責任者会議及び経営会議で決議された事項
- (b) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- (c) 毎月の経営状況として重要な事項
- (d) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

- (e) 重大な法令・定款違反
- (f) 通告制度の通報状況及び内容
- (g) その他コンプライアンス上重要な事項

ロ. 使用人は、前項 (b)、(e) 及び (g) に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとしております。また、監査等委員会は、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役又は取締役会に対して要請できるものとしております。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払い又は償還を受けることができます。また、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求する権利を有しております。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からヒアリングを実施する機会を設けると共に、代表取締役社長執行役員、会計監査人及び内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、グループ会社も含めた内部統制システムを構築し、運用しております。また、内部監査室により内部統制の整備・運用状況につき、有効性評価等を実施しております。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

① 取締役の職務の執行について

定時取締役会を月に1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会には取締役12名（うち社外取締役5名）が出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

② 監査等委員の職務の執行について

監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）は監査等委員会規程等に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室にて、社内各部署及び当社グループが、法令、定款、社内規程等に従い適正な企業活動を行っているかを、書類閲覧及び実地調査によって監査しております。内部監査の結果は、適宜、代表取締役社長執行役員、監査等委員会、及び取締役会に報告しております。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するよう取り組んでおります。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）及びその下部組織である本所地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、定期的な研修会への参加等を通じ情報収集に努めると共に、必要に応じて弁護士・警察署・特防連等と連携し、速やかに対応する体制を整備しております。

会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

イ. 企業価値・株主共同利益の源泉

当社は1917年（大正6年）創業以来107年の歴史を有しております。創業時にはカスガイなどの簡易な建築関連部材を製造しておりましたが、1951年（昭和26年）にコンクリート型枠工法に革命をもたらしたフォームタイ工法の開発に成功して以来、構造分野、土木分野などの建設領域はもとより、金属加工を中心に周辺領域にも事業を拡大しつつ、常に顧客の要求と信頼に応える経営を実践してまいりました。

このような事業展開を支える当社の企業価値の源泉は、1917年（大正6年）の創業以来107年の歴史のなかで培った企業理念、この理念に基づいた経営によって蓄積した技術力及び原材料等の仕入先から当社製品の販売先である顧客を含むすべての取引先との強固な信頼関係などから構築されており、これらの企業価値の源泉が結実した成果が“okabe”ブランドであると認識しております。

まず、企業理念について具体的には「あらゆる職場が開拓精神を旨とし、創意工夫革新に努力すること。」、「サービス精神を旨とし、社会に奉仕し社運の発展に努力すること。」、「人材の育成に努力し、企業の永遠の発展を期すること。」、「社員にとってその一生を託して、悔いることのない職場たること。」を社是に掲げ、役員・社員はもとより広く会社を取り巻くすべてのステークホルダーに満足を提供することが企業の存在を可能にするとの考えに基づいております。

次に、これらの企業理念に裏打ちされた経営の実践においては、メーカーの原点である製品開発技術、生産技術、品質管理技術、情報の質量両面における収集・分析技術などを維持向上させるべく努力して、これらの技術が具現化した製品を社会に提供することが使命であると認識しております。当社では、このような認識を表す経営理念として「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」を掲げておりますが、建設工事の安全と省力化に貢献することをはじめ、耐震・免震工法による地震に強い建築基礎部材の提供、各種の補強緑化工法によって環境保全の一翼を担うなど、技術力に担保され、かつ、社会に貢献する製品開発が極めて重要であり、全社をあげて卓越した技術力の向上に取り組むことが不可欠であると考えております。

さらに、107年の歴史のなかで誠実かつ真摯に企業経営に取り組んでまいりましたことから、原材料の供給元である素材メーカーや部品メーカーをはじめ流通面での取引先、当社製品の最終ユーザーまでも含むすべての取引先との強固な信頼を構築してまいりました。

このように、広く社会に目を向けた企業理念、技術力に裏打ちされた製品の提供、すべての取引先との信頼関係の構築などが当社の企業価値の源泉であり、これを継続的に磨き進化させることがブランド力の増大となり、同時に企業価値の向上を意味すると考えております。当社は、企業価値の向上が、ひいては株主共同の利益の確保につながるものと認識しております。

ロ. 中期経営計画による取組み

当社グループは、「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」という経営理念の下、2040年の将来像、ありたい姿として「okabe コーポレートビジョン 2040」を策定し、その実現に向けて、2024年を初年度とする新・中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026)」を策定しました。当社グループを取り巻く事業環境の変化やリスクを機会ととらえ、国内外のマテリアリティ（重要課題）にソリューションを提供し、持続的な成長を図るため、事業ポートフォリオの見直しも含めて経営リソースを集中し、サステナビリティ経営を推進してまいります。

新・中期経営計画「OX-2026 (okabe Transformation 2026)」の3つの柱は次のとおりです。

- ①カスタマー・セントリック（顧客が抱える課題を最優先で解決するための体制整備と取組みの実施）
 - ②人的資本経営の実践と経営基盤の強化
 - ③DXの更なる推進
- 詳細につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。

ハ. コーポレート・ガバナンス強化による取組み

当社は、将来にわたり企業価値を向上させ社会的責任を果たすためにはコーポレート・ガバナンス体制の確立が重要であると認識しており、経営理念、社是、法令遵守等の重要性を全社的に啓発し事業活動における規律を向上させることを基本として、コーポレート・ガバナンス体制の確立に取り組んでおります。

当社における企業統治の体制については、取締役12名（うち社外取締役5名）により取締役会を構成し、毎月1回以上開催される取締役会において重要な意思決定を行うと共に、取締役相互に業務執行を監督しております。また、取締役の意思決定機能を強化するため、代表取締役社長執行役員及び各部門担当取締役で構成される経営会議を開催し、経営上重要な案件につき、事前に十分な検討を行っております。業務執行体制としては、代表取締役社長執行役員をはじめとして、特に重要な職務権限を有する者を執行役員として任命し、業務執行責任の明確化を図っております。当社は、取締役会の役割・責務を実効的に果たすために、取締役会の機能状況を毎年定期的に検証し、その結果分析を踏まえ、問題点等の改善措置を講じていくという継続的なプロセス（取締役会の実効性評価）を実施しております。

この他、代表取締役社長執行役員及び各部門の責任者等で構成される部門責任者会議を原則として週1回開催し、取締役会の業務執行決定権限のうち取締役に委任した事項等について意思決定を行っております。また、複数の部門にまたがる業務執行の効率化を促進すると共に、社会的規範への適合性の観点からも常に必要な検討を加えております。

当社は、監査等委員会設置会社を選択しており、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築に努めております。また、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任できる体制をとることにより、取締役会の適切な監督の下で経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化を図っております。

当社は、社外取締役が委員長、かつ、過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の透明性及び客観性の確保、取締役会の機能の独立性、並びに、客観性及び説明責任の強化に努めております。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、意見を表明しております。

- ・取締役候補者（監査等委員である取締役を含む。）の指名及び解任に関する事項
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬水準・報酬構成、インセンティブ制度の算定方法、評価体系の仕組み及び個人別の支給額等に関する事項

当社は、持続的な企業価値の向上を図るため、代表取締役社長執行役員、取締役会長執行役員、各部門の担当取締役及び監査等委員会委員長が委員を務めるリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループのリスクマネジメントの全体方針及び計画の策定、並びに、リスクマネジメントの推進を実施しております。

また、当社は、社外取締役が委員長、並びに、代表取締役社長執行役員、取締役会長執行役員、各部門の担当取締役及び監査等委員会委員長が委員を務めるサステナビリティ委員会を設置し、当社グループの中長期経営戦略の基盤となるサステナビリティ経営を推進しております。

なお、当社は代表取締役社長執行役員の直轄部門として内部監査室を設置し、内部統制の整備・運用状況につき有効性評価等を実施するなど、監査機能の充実を図っております。さらに、常設組織として取締役兼役員執行役員を委員長とする、コンプライアンス委員会を設置しており、全社員を対象とした法令遵守等の啓発活動を実施しております。

③ 上記の基本方針の内容及び特別な取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社の中期経営計画及びコーポレート・ガバナンスの強化による取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、これらの諸施策を着実に実行することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上が可能になると考えておりますので、当社の基本方針に沿うものであります。

また、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）は、2021年3月26日開催の当社第77回定時株主総会において株主の皆様のご承認のもと継続されていること、当社取締役会は当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経た上で新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等を決定すること、透明性を確保するために速やかに情報開示を行うこと等から、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

なお、本プランは2024年3月28日開催予定の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は2024年2月19日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを一部変更した上で、継続することを決定いたしました。詳細につきましては、本定時株主総会招集ご通知に係る株主総会参考書類の第2号議案「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件」をご覧ください。

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 6,911 | 5,983 | 48,536 | △1,774 | 59,656 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,143 | | △1,143 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) | | | △5,472 | | △5,472 |
| 自己株式の取得 | | | | △659 | △659 |
| 自己株式の処分 | | 7 | | 144 | 151 |
| 連結範囲の変動 | | | 2,650 | | 2,650 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | | | | | - |
| 当連結会計年度変動額合計 | - | 7 | △3,964 | △514 | △4,472 |
| 当連結会計年度末残高 | 6,911 | 5,990 | 44,571 | △2,289 | 55,184 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配 株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------------|----------------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付 に係る 調整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 当連結会計年度期首残高 | 1,443 | 6,095 | △102 | 7,436 | 18 | 67,111 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | - | | △1,143 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) | | | | - | | △5,472 |
| 自己株式の取得 | | | | - | | △659 |
| 自己株式の処分 | | | | - | | 151 |
| 連結範囲の変動 | | △2,113 | | △2,113 | | 537 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額) | 1,209 | 306 | 19 | 1,535 | 0 | 1,535 |
| 当連結会計年度変動額合計 | 1,209 | △1,806 | 19 | △578 | 0 | △5,050 |
| 当連結会計年度末残高 | 2,652 | 4,288 | △82 | 6,857 | 18 | 62,060 |

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|--------------|--|
| ①連結子会社の数 | 10社 |
| ②主要な連結子会社の名称 | OMM株式会社 株式会社富士ボルト製作所 株式会社河原 OCM, Inc. OCM Manufacturing LLC Okabe Real Estate Holdings LLC PT. フジボルトインドネシア PT. Okabe Hardware Indonesia PT. Okabe Retail Indonesia オカベCO., INC. |

③連結範囲の変更 当連結会計年度より、当社の連結子会社であるPT. Okabe Hardware Indonesiaが新たに設立したPT. Okabe Retail Indonesiaを連結の範囲に含めております。

ウォーター・グレムリン・ホールディングス、Inc.、ウォーター・グレムリン・カンパニー及びウォーター・グレムリン・アクイラ・カンパニーS.p.A.は、ウォーター・グレムリン・ホールディングス、Inc.及びウォーター・グレムリン・カンパニーが2023年10月27日（米国時間）付で米国デラウェア州連邦倒産裁判所にチャプター11（米国連邦倒産法第11章）に基づく再生手続の申請を行い、その後の再生手続の進捗に応じて、当連結会計年度において、連結の範囲より除外しております。

なお、連結の範囲から除外するまでの同3社の損益計算書については連結しております。

(2) 非連結子会社の状況

- | | |
|---------------|--|
| ①主要な非連結子会社の名称 | 福岡フォームタイ株式会社 |
| ②連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- | | |
|---------------|---|
| ①主要な非連結子会社の名称 | 福岡フォームタイ株式会社 |
| ②主要な関連会社の名称 | 日本仮設株式会社 仙台フォームタイ株式会社 |
| ③持分法を適用しない理由 | 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。 |

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社7社（OCM, Inc.、OCM Manufacturing LLC、Okabe Real Estate Holdings LLC、PT. フジボルトインドネシア、PT. Okabe Hardware Indonesia、PT. Okabe Retail Indonesia、オカベCO., INC.）の決算日は9月末日であります。連結決算日との差異が3ヵ月以内であるためそのまま連結しております。

なお、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

④重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法。ただし、在外連結子会社については、所在地国の会計処理基準によっております。

b. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっており、在外連結子会社については、所在地国の会計処理基準によっております。

c. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 繰延資産の処理方法

社債発行費については社債の償還期間にわたり、定額法にて償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、国内連結会社について、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

①商品又は製品の販売

当社及び連結子会社は、建設資機材、自動車用バッテリー部品及び自動車用ボルト・ナット類の製造及び販売を主要な事業とし、商品又は製品を顧客に引き渡すことが履行義務となります。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が短期間であるものについては、出荷時又は納入時に収益を認識しております。取引価格は顧客との契約に基づき、顧客と約束した対価から販売奨励金等の変動対価を控除した金額で算定しております。また、履行義務を充足してから概ね1年以内に対価を受領しているため、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

②工事契約

当社は、建設関連製品事業において工事の請負及び施工等の事業活動を行っており、顧客との工事請負契約に基づき、工事を完成させ引き渡すことが履行義務となります。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。その進捗度は、各会計期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて測定しております。なお、契約日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。取引価格は工事請負契約により決定され、対価は契約内容に従い履行義務の充足に伴い段階的に受領しております。また、履行義務を充足してから概ね1年以内に対価を受領しているため、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

| ヘッジ手段 | ヘッジ対象 |
|--------|----------------|
| 金利スワップ | 短期借入金 長期借入金 |

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）の規定に基づき、有効性の評価を行っております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、15年以内の効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

（米国財務会計基準審議会会計基準編纂書（ASC）第842号「リース」の適用）

米国会計基準を採用している在外連結子会社において、ASC第842号「リース」を当連結会計年度の期首から適用しております。これにより、当該在外連結子会社における借手のリース取引については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することといたしました。

この結果、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、「有形固定資産」の「その他（純額）」が160百万円、「流動負債」の「その他」が46百万円、「固定負債」の「その他」が118百万円増加しております。なお、当連結会計年度において、連結損益計算書に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

III. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

IV. 会計上の見積りに関する注記

(株式会社河原ののれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,565百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

株式会社河原については、新型コロナウイルス感染症の影響は徐々に薄れており売上の回復はあるものの、原材料価格や人件費の上昇等の影響により、営業損益が事業計画を下回る状況となり、減損の兆候が認められたため、減損損失の認識の要否を判定しております。

減損損失の認識の判定に必要な割引前将来キャッシュ・フローの見積りには、予想売上高、売上成長率並びに原材料価格及び人件費の上昇予測を主要な仮定として使用しております。そのため、これらの仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に計上されるのれんの金額等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(投資有価証券(ウォーター・グレムリン・ホールディングス, Inc.株式)の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券(ウォーター・グレムリン・ホールディングス, Inc.株式) 3,332百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度の連結計算書類に計上されている投資有価証券11,218百万円には、市場価格のない株式等が含まれており、このうち3,332百万円は前連結会計年度末まで当社の連結子会社であったウォーター・グレムリン・ホールディングス, Inc. (以下「HOLDING社」という。) 株式であります。

HOLDING社及び同社の連結子会社であったウォーター・グレムリン・カンパニー (以下「WG社」という。) は、2023年10月27日 (米国時間) 付で米国デラウェア州連邦倒産裁判所にチャプター11 (米国連邦倒産法第11章) に基づく再生手続 (以下「再生手続」という。) の申請を行い、その後の再生手続の進捗に応じて、当連結会計年度末より連結の範囲より除外しております。

市場価格のない株式については、実質価額が著しく低下した場合に将来の回復可能性を考慮した上で減損処理の要否を判定しておりますが、HOLDING社株式の実質価額については、同社及びWG社がチャプター11に基づく再生手続中であることから、両社の再生手続の進捗状況及び見通しを踏まえた上でHOLDING社株式の実質価額を算定し、この実質価額が帳簿価額と比較して著しく低下したため減損処理を行っております。

この再生手続の進捗状況及び見通しの判断に当たっては、米国連邦倒産法制度の理解を前提として、再生手続における事業売却の条件やスケジュール、これらに対する裁判所の判断及びその時期といった不確実性の高い事項を考慮する必要があります。そのため、再生手続の状況によっては翌連結会計年度の連結計算書類に計上されるHOLDING社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

V. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社及び当社グループ会社従業員の労働意欲の向上や従業員の経営参画意識を促し、かつ従業員の福利厚生制度の拡充を目的とし、自社の株式を従業員に交付する制度である信託型の従業員インセンティブプラン「株式付与E S O P信託」の導入をしております。

(1) 取引の概要

本制度では、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託 (以下「E S O P信託」という。) と称される仕組みを採用します。E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブプランであり、E S O P信託が取得した株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し交付するものであります。

本制度に係る会計処理については「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日) を適用しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く) により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の当連結会計年度末における帳簿価額及び株式数は、237百万円、282,563株であります。

VI. 連結貸借対照表に関する注記

| | | |
|---|---------|-----------------|
| 1. 担保に供している資産 | 建物及び構築物 | 1,769百万円 |
| | 土地 | 136百万円 |
| | 合計 | <u>1,905百万円</u> |
| 上記物件に対応する債務 | | |
| 該当する事項はありません。 | | |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | | 19,240百万円 |
| 3. 期末日満期手形及び電子記録債権 | | |
| 期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関休業日のため、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 | | |
| 期末日満期手形及び電子記録債権は、次のとおりであります。 | | |
| | 受取手形 | 247百万円 |
| | 電子記録債権 | 153百万円 |
| | 支払手形 | 6百万円 |
| 4. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、次のとおりであります。 | | |
| | 受取手形 | 2,468百万円 |
| | 売掛金 | 12,325百万円 |
| | 契約資産 | 30百万円 |
| 5. 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は、次のとおりであります。 | | |
| | 契約負債 | 125百万円 |

Ⅶ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|------------|----|----|------------|
| 普通株式(株) | 49,290,632 | — | — | 49,290,632 |

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 普通株式(株) | 2,453,507 | 873,687 | 199,501 | 3,127,693 |

(注) 自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式(当連結会計年度期首179,594株、当連結会計年度末282,563株)を含めております。

自己株式の株式数の増加は、次のとおりであります。

| | |
|-------------------------------|----------|
| 取締役会決議による自己株式の取得による増加 | 762,700株 |
| 株式付与E S O P信託口による当社株式の取得による増加 | 110,700株 |
| 単元未満株式の買取りによる増加 | 287株 |

自己株式の株式数の減少は、次のとおりであります。

| | |
|---------------------------------|----------|
| 株式付与E S O P信託口への第三者割当による処分による減少 | 110,700株 |
| 譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少 | 81,070株 |
| 株式付与E S O P信託口から従業員への交付による減少 | 7,731株 |

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

①2023年2月22日開催の取締役会決議による配当に関する事項(注)

| | |
|-----------|-------------|
| 配当金の総額 | 564百万円 |
| 1株当たり配当金額 | 12.00円 |
| 基準日 | 2022年12月31日 |
| 効力発生日 | 2023年3月15日 |

(注) 配当金の総額には、株式付与E S O P信託口が、基準日現在に保有する当社株式179,594株に対する配当金2百万円を含んでおります。

②2023年7月28日開催の取締役会決議による配当に関する事項(注)

| | |
|-----------|------------|
| 配当金の総額 | 579百万円 |
| 1株当たり配当金額 | 12.50円 |
| 基準日 | 2023年6月30日 |
| 効力発生日 | 2023年9月4日 |

(注) 配当金の総額には、株式付与E S O P信託口が、基準日現在に保有する当社株式176,163株に対する配当金2百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2024年3月1日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

| | |
|-----------|-------------|
| 配当金の総額 | 580百万円 |
| 1株当たり配当金額 | 12.50円 |
| 基準日 | 2023年12月31日 |
| 効力発生日 | 2024年3月14日 |

(注) 配当金の総額には、株式付与E S O P信託口が、基準日現在に保有する当社株式282,563株に対する配当金3百万円を含んでおります。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して運用し、また、資金調達については主に銀行及び生命保険会社等からの借入や社債発行により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的のための取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規定及び対応マニュアルに従い、リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、政策保有を目的とする取引先企業の株式が主なものであり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰表を作成・更新すると共に、手元流動性の維持を図ることにより当該リスクを管理しております。また、借入金の一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、金融取引における市場金利に関する変動リスクをヘッジする目的で行っております。当該取引の実行及び管理は、取引権限を定めた内部規定に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。また、デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち29.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|---------------------------------|-------------------------|----------|----------|
| (1) 投資有価証券 | 7,050 | 7,049 | △0 |
| 資産計 | 7,050 | 7,049 | △0 |
| (2) 社債 | 1,750 | 1,719 | △30 |
| (3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む) | 4,605 | 4,606 | 1 |
| 負債計 | 6,355 | 6,325 | △29 |
| (4) デリバティブ取引 | — | — | — |

(注) 1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

2 「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれる受取手形、売掛金、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」及び「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

3 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

| 区分 | 当連結会計年度 (百万円) |
|--------|---------------|
| 非上場株式等 | 4,167 |

これらについては、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

4 デリバティブ取引

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

①通貨関連

該当事項はありません。

②金利関連

| ヘッジ会計 の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ 対象 | 当連結会計年度(2023年12月31日) | | |
|-----------------|---------------------------|-------------|----------------------|-------------------------|-------------|
| | | | 契約額等 (百万円) | 契約額等 のうち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
| 金利スワップ の特例処理 | 金利スワップ取引 受取変動・ 支払固定 | 長期借入金 | 4,525 | 4,105 | (*) |

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| | 時価（百万円） | | | |
|-------------------------|---------|------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 その他有価証券 株式 | 6,950 | － | － | 6,950 |
| 資産計 | 6,950 | － | － | 6,950 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| | 時価（百万円） | | | |
|-----------------------------------|---------|----------------|------|----------------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 満期保有目的の債券 社債 | － | 99 | － | 99 |
| 資産計 | － | 99 | － | 99 |
| 社債 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む) | － | 1,719 4,606 | － | 1,719 4,606 |
| 負債計 | － | 6,325 | － | 6,325 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているためその時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の社債発行又は借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

IX. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

X. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | |
|-------------------|--------------|---------------|------------|--------|
| | 建設関連 製品事業 | 自動車関連 製品事業 | その他の 事業 | 計 |
| 売上高 | | | | |
| 仮設・型枠製品 | 7,288 | — | — | 7,288 |
| 土木製品 | 7,428 | — | — | 7,428 |
| 構造機材製品 | 20,450 | — | — | 20,450 |
| 建材製商品 | 28,959 | — | — | 28,959 |
| バッテリー部品等 | — | 7,576 | — | 7,576 |
| ボルト・ナット類 | — | 2,420 | — | 2,420 |
| その他 | — | — | 4,028 | 4,028 |
| 顧客との契約から 生じる収益 | 64,128 | 9,996 | 4,028 | 78,152 |
| その他の収益 | — | — | — | — |
| 外部顧客への 売上高 | 64,128 | 9,996 | 4,028 | 78,152 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、金額的な重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社の残存履行義務については、当初に予想される契約期間が1年以内の契約が大部分を占めるため、記載を省略しております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,343.98円

1株当たり当期純損失 △118.22円

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式(当連結会計年度末282,563株、期中平均株式数193,124株)を含めて算定しております。

XII. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

1. 減損損失を認識した主な資産

| 用途 | 場所 | 種類 | 減損損失 |
|---------|-------------|--------|---------|
| 自動車関連製品 | 米国・ミネソタ州 | 機械装置 | 998 百万円 |
| | | 車輛運搬具 | 1 〃 |
| | | 建設仮勘定 | 239 〃 |
| | | ソフトウェア | 9 〃 |
| 共用資産 | 米国・ミネソタ州 | 建物 | 448 〃 |
| | | 工具器具備品 | 27 〃 |
| | | 土地 | 107 〃 |
| 建設関連製品 | 米国・ペンシルベニア州 | のれん | 1,637 〃 |
| 合計 | | | 3,469 〃 |

2. 減損損失の認識に至った経緯

当社の連結子会社であったウォーター・グレムリン・カンパニーにおける、自動車関連製品事業及び共用資産について、収益環境の悪化により将来キャッシュ・フローが、当該資産グループの帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

また、当社の連結子会社（孫会社）であるOCM Manufacturing LLCについて、超過収益力を前提として、事業買収時にのれんを計上していましたが、鋼材価格の急激な変動による粗利率の低下及び一部事業の撤退等の影響により、営業損益が事業計画を大きく下回る状況となっています。このため、当社は減損の兆候を識別し、減損テストとしてのれんを含む報告単位の公正価値を算出しました。その結果、公正価値が帳簿価額を下回ったため、公正価値まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

3. 資産のグルーピングの方法

資産のグルーピングは、会社又は事業を単位としてグルーピングを行っております。また、本社等、特定の事業セグメントとの関連が明確でない資産については共用資産としております。遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

4. 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しております。のれんについては、当初想定していた収益の達成が困難であると判断したことから、回収可能額を零として評価しております。

5. のれんを含む報告単位の公正価値の算出にあたって考慮した主要な仮定

のれんを含む報告単位の公正価値は、事業計画に基づいて算定された将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定されていますが、当該将来キャッシュ・フローの見積りには、長期市場成長率、売上成長率及び販売価格の予測を主要な仮定として使用しております。また、公正価値の見積りに用いる割引率は、計算手法及びインプットデータの選択に当たり、評価に関する高度な専門知識を必要とします。

XIII. 事業整理損に関する注記

当社の連結子会社であったウォーター・グレムリン・カンパニーにおいて、チャプター11（米国連邦倒産法第11章）に基づく再生手続の申請を行い、裁判所の許可を得た上で、同社の事業を第三者に譲渡することとなったため、事業整理損6,320百万円を計上しております。

事業整理損の内訳は、減損損失3,328百万円、棚卸資産評価損1,762百万円、その他1,228百万円であります。なお、当該事業整理損に含まれる減損損失の内訳は次のとおりであります。

| 用途 | 場所 | 種類 | 減損損失 |
|---------|----------|-------|---------|
| 自動車関連製品 | 米国・ミネソタ州 | 機械装置 | 878 百万円 |
| | | 建設仮勘定 | 127 〃 |
| | | 工業所有権 | 50 〃 |
| 共用資産 | 米国・ミネソタ州 | 建物 | 1,828 〃 |
| | | 土地 | 443 〃 |
| 合計 | | | 3,328 〃 |

チャプター11（米国連邦倒産法第11章）に基づく再生手続の申請を行い、裁判所の許可を得た上で、同社の事業を第三者に譲渡することとなったため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

資産のグルーピングは、会社又は事業を単位としてグルーピングを行っております。また、本社等、特定の事業セグメントとの関連が明確でない資産については共用資産としております。

回収可能価額は正味売却価額により算定しております。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | |
|-----------------------------|-------|-------|--------------|-------------|-------------|-----|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | |
| | | | | 研究開発 積立金 | 圧縮記帳 積立金 | |
| 当期首残高 | 6,911 | 6,039 | - | 701 | 200 | 303 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | |
| 当期純損失(△) | | | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 7 | | | |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | | | | △9 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 7 | - | - | △9 |
| 当期末残高 | 6,911 | 6,039 | 7 | 701 | 200 | 294 |

| | 株主資本 | | | | 評価・換算 差額等 | 純資産 合計 |
|-----------------------------|-----------|-------------|--------|------------|----------------------|-----------|
| | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | |
| | その他利益剰余金 | | | | | |
| | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 25,900 | 16,536 | △1,774 | 54,817 | 1,470 | 56,288 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △1,143 | | △1,143 | | △1,143 |
| 当期純損失(△) | | △978 | | △978 | | △978 |
| 自己株式の取得 | | | △659 | △659 | | △659 |
| 自己株式の処分 | | | 144 | 151 | | 151 |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | 9 | | - | | - |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) | | | | - | 1,196 | 1,196 |
| 当期変動額合計 | - | △2,112 | △514 | △2,629 | 1,196 | △1,433 |
| 当期末残高 | 25,900 | 14,424 | △2,289 | 52,188 | 2,666 | 54,855 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く） 定額法

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費については社債の償還期間にわたり、定額法にて償却しております。

(6) 引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

株式給付引当金 株式交付規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

①商品又は製品の販売 当社は、建設資機材の製造及び販売を主要な事業とし、商品又は製品を顧客に引き渡すことが履行義務となります。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が短期間であるものについては、出荷時又は納入時に収益を認識しております。取引価格は顧客との契約に基づき、顧客と約束した対価から販売奨励金等の変動対価を控除した金額で算定しております。また、履行義務を充足してから概ね1年以内に対価を受領しているため、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

②工事契約

当社は、建設関連製品事業において工事の請負及び施工等の事業活動を行っており、顧客との工事請負契約に基づき、工事を完成させ引き渡すことが履行義務となります。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。その進捗度は、各会計期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて測定しております。なお、契約日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。取引価格は工事請負契約により決定され、対価は契約内容に従い履行義務の充足に伴い段階的に受領しております。また、履行義務を充足してから概ね1年以内に対価を受領しているため、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(8) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

| ヘッジ手段 | ヘッジ対象 |
|--------|----------------|
| 金利スワップ | 短期借入金 長期借入金 |

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）の規定に基づき、有効性の評価を行っております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「受取賃貸料」（前事業年度54百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めておりました「投資事業組合運用損」（前事業年度11百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(投資有価証券(ウォーター・グレムリン・ホールディングス, Inc.株式)の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | |
|--------------------------------------|----------|
| 投資有価証券(ウォーター・グレムリン・ホールディングス, Inc.株式) | 3,332百万円 |
| 関係会社株式評価損(同上) | 2,048百万円 |

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の計算書類に計上されている投資有価証券10,808百万円には、市場価格のない株式等が含まれており、このうち3,332百万円は前事業年度末まで当社の連結子会社であったウォーター・グレムリン・ホールディングス, Inc. (以下「HOLDING社」という。) 株式であり、当事業年度において同社株式に係る関係会社株式評価損2,048百万円を特別損失として計上しております。

HOLDING社及び同社の連結子会社であったウォーター・グレムリン・カンパニー(以下「WG社」という。) は、2023年10月27日(米国時間)付で米国デラウェア州連邦倒産裁判所にチャプター11(米国連邦倒産法第11章)に基づく再生手続(以下「再生手続」という。)の申請を行い、その後の再生手続の進捗に応じて、当事業年度末より連結の範囲より除外しております。

市場価格のない株式については、実質価額が著しく低下した場合に将来の回復可能性を考慮した上で減損処理の要否を判定しておりますが、HOLDING社株式の実質価額については、同社及びWG社がチャプター11に基づく再生手続中であることから、両社の再生手続の進捗状況及び見通しを踏まえた上でHOLDING社株式の実質価額を算定し、この実質価額が帳簿価額と比較して著しく低下したため減損処理を行っております。

この再生手続の進捗状況及び見通しの判断に当たっては、米国連邦倒産法制度の理解を前提として、再生手続における事業売却の条件やスケジュール、これらに対する裁判所の判断及びその時期といった不確実性の高い事項を考慮する必要があります。そのため、再生手続の状況によっては翌事業年度の計算書類に計上されるHOLDING社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引については、連結注記表「V. 追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

| | | |
|----------------|-----|----------|
| (1) 担保に供している資産 | 建物 | 1,678百万円 |
| | 構築物 | 91百万円 |
| | 土地 | 136百万円 |
| | 合計 | 1,905百万円 |

上記物件に対応する債務

該当事項はありません。

| | |
|--------------------|-----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 14,958百万円 |
|--------------------|-----------|

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

| | |
|--------------|-------|
| 株式会社富士ボルト製作所 | 25百万円 |
|--------------|-------|

| | |
|--------------------|--------|
| (4) 関係会社に対する短期金銭債権 | 631百万円 |
| 同 長期金銭債権 | 927百万円 |
| 同 短期金銭債務 | 386百万円 |
| 同 長期金銭債務 | 44百万円 |

(5) 期末日満期手形及び電子記録債権

期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関休業日のため、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

期末日満期手形及び電子記録債権は、次のとおりであります。

| | |
|--------|--------|
| 受取手形 | 247百万円 |
| 電子記録債権 | 146百万円 |

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

| | |
|------------|----------|
| 売上高 | 876百万円 |
| 仕入高 | 1,022百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 9百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 3,412百万円 |

(2) 関係会社株式評価損

当事業年度においてウォーター・グレムリン・ホールディングス,Inc.の株式の実質価額が著しく低下したため減損処理を行い、2,048百万円を関係会社株式評価損として特別損失に計上しております。なお、当該損失の性質を考慮し、投資有価証券評価損ではなく関係会社株式評価損として表示しております。

(3) 貸倒損失

当事業年度においてウォーター・グレムリン・カンパニーに対する債権の全額である3,268百万円を貸倒損失として特別損失に計上しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

| | |
|------|------------|
| 普通株式 | 3,127,693株 |
|------|------------|

(注) 当事業年度末に株式付与E S O P信託口が保有する当社株式282,563株を自己株式の株式数に含めております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

| | |
|--------------|----------|
| (繰延税金資産) | |
| 貸倒損失 | 1,000百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 654百万円 |
| 退職給付引当金 | 570百万円 |
| 減損損失累計額 | 76百万円 |
| 貸倒引当金 | 63百万円 |
| 譲渡制限付株式報酬 | 50百万円 |
| 株式給付引当金 | 46百万円 |
| 未払事業税 | 39百万円 |
| 会員権評価損 | 26百万円 |
| その他 | 85百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 2,614百万円 |
| 評価性引当額 | △213百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 2,400百万円 |
| (繰延税金負債) | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,175百万円 |
| 固定資産圧縮積立金 | 129百万円 |
| その他 | 2百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 1,308百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,092百万円 |

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種類 | 会社名 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|------------------------------------|-----------------|----------------|-------------------------|---------------|----------------|---------------------------------------|----------------|----------------|------------|
| 子会社 | 株式会社 富士ボルト 製作所 | 東京都 墨田区 | 18 百万円 | 建設関連 製品事業 | 直接 100.0 | 役員の兼任 資金の融資 | 資金の回収 | 56 | 短期貸付金 長期貸付金 | 33 927 |
| 子会社 | ウォーター・ グレムリン・ カンパニー (注) 2 | 米国 ミネソタ 州 | 18,796 千米ドル | 自動車関連 製品事業 その他の事業 | 間接 100.0 | 役員の兼任 | 債務保証の 履行 (注) 3 貸倒損失 (注) 3 | 3,259 3,268 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 当事業年度において、連結の範囲から除外し、関連当事者に該当しなくなりました。上記金額は、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

3 当事業年度において、チャプター11（米国連邦倒産法第11章）に基づく再生手続の申請を行ったため、同社の銀行借入について代位弁済を実施しております。当該債権については、回収可能性を検討のうえ、同社に対する貸付金等について貸倒損失を計上いたしました。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「X. 収益認識に関する注記

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,188.30円

(2) 1株当たり当期純損失 △21.14円

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式（当事業年度末282,563株、期中平均株式数193,124株）を含めて算定しております。